

市・県民税

- 例年、申告会場は大変混み合います。待ち時間が長くなる場合がありますが、ご理解をお願いします。
- スマホ・PCをお持ちの人はご自宅でも申告できるe-Taxをご利用ください。

市内会場での申告受付

申告をお忘れなく

- 1月1日現在、市内に在住する人は令和7年中の収入の有無に関わらず市・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告の必要がありません。
 - ① 収入が給与のみで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている場合
 - ② 65歳未満（昭和36年1月2日以後生まれ）で、収入が公的年金等のみで、98万円以下の場合
 - ③ 65歳以上（昭和36年1月1日以前生まれ）で、収入が公的年金等のみで、148万円以下の場合
- ④ 所得税の確定申告をする場合

申告時に必要なもの

- ① 給与や年金の源泉徴収票
- ② 各種控除を受けるための領収書や証明書
- ③ 医療費控除の明細書、医療費通知（医療費控除を受ける場合）
- ④ 口座番号のわかるもの（所得税の還付申告の場合）
- ⑤ 個人番号の確認できるもの（マイ

申告すると市・県民税が非課税になる人

障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下の場合は申告により、市県民税が非課税になります。



▲電子申告（市・県民税）はこちら

収入がなかった人は電子申告ができます

令和7年中に収入がなかった人（遺族年金、障害年金、失業保険のみの人を含む）は、所得証明書等の取得や国民健康保険税の算定、各種福祉関係の申請などには市・県民税の申告が必要です。市・県民税は、次のQRから申告することができます（マイナンバーカードが必要です）。

電子申告をした場合、紙の申告書を提出する必要はありません。

出張申告受付

なお、給与・年金の源泉徴収票にこれらの情報が記載されている場合は申告の必要はありません。

受付日	受付時間	受付場所
3月4日(木)	10時～12時	山代地区会館
3月5日(金)	10時～12時	河南地区会館
3月6日(土)	10時～12時	片山津地区会館

※スマホでの確定申告受付

受付日	受付時間	受付場所
2月8日(日)	9時～11時半	市民会館2階第2会議室

※スマホ申告のみの受付

注意事項

- ① 事業所得（営業・農業・山林）や不動産所得の申告

スマホ申告の留意事項

- ・自身のスマホで申告していただきます。手順は市職員が説明します。スマホに「マイナンバーアプリ」を事前にインストールしておく必要があります。定員は先着30人です。
- ※スマホ申告に必要なもの
 - ・マイナンバーカード（読み取り対応スマホ）
 - ・マイナンバーカード（読み取り対応スマホ）
 - ・最新の状態で充電してください
 - ・マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁のパスワードと6桁以上の各暗証番号

税の申告受付

申告受付期間 2月16日(月)～3月16日(月) 図 税料金課(市民税グループ) ☎0761-72-7815

申告にはマイナンバーが必要です

市・県民税、所得税ともに、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。申告にお越しの際は次の書類を忘れずにお持ちください。

マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている

はい



マイナンバーカードをご用意ください（写しを添付する場合は両面のコピーが必要です）

いいえ



次の2点が必要です
①通知カード、マイナンバーの記載された住民票などのうちいずれか1点
②運転免許証、年金手帳などのうちいずれか1点

電子申告が利用できます！

自宅等からいつでもできる電子申告が大変便利です。「マイナンバーカード」とお持ちのスマホやパソコンがあれば、24時間いつでも申告書等を提出できます。また、電子申告をした場合、紙の申告書を提出する必要はありません。



国税庁e-Taxキャラクター
イーター君

電子申告のここが便利！

- ① いつでもどこでも申告できる
お仕事や家事の合間、夜間や休日でも申告可能です。
- ② データで申告書を提出できるためスムーズ
紙の提出や郵送の手間がなくなり、スムーズに申告が完了します。
- ③ マイナンバーカードとスマホ・パソコンがあれば簡単に利用可能
特別な機器は不要。普段のインターネット環境でOKです。



所得税の
電子申告に
ついてはこちら



市・県民税の
電子申告に
ついてはこちら